

○厚木市営体育施設条例

昭和59年12月25日

条例第27号

(設置)

第1条 体育の振興を図り、市民の心身の健全な発達に寄与するための施設として、厚木市営体育施設（以下「体育施設」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
厚木市営玉川野球場	厚木市小野286番地6
厚木市営厚木野球場	厚木市厚木2325番地
厚木市営厚木テニスコート	厚木市厚木2348番地ロ
厚木市営東町スポーツセンター	厚木市東町2番1号
厚木市営及川球技場	厚木市及川1丁目17番1号
厚木市営猿ヶ島スポーツセンター	厚木市猿ヶ島195番地129
厚木市営南毛利スポーツセンター	厚木市温水西1丁目27番1号

(平6条例8・平8条例28・平9条例5・平9条例16・平12条例29・平17条例20・平17条例37・令5条例12・一部改正)

(使用の許可)

第3条 次に掲げる体育施設を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 厚木市営玉川野球場
- (2) 厚木市営厚木野球場
- (3) 厚木市営厚木テニスコート

2 市長は、体育施設の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

3 市長は、第1項の規定により使用の許可を受けようとする者が次の各号の

いずれかに該当する場合は、同項の許可をしないことができる。

(1) 体育施設における秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 体育施設の施設又は設備を損傷するおそれがあると認められるとき。

(3) その他使用させることが体育施設の管理上支障があると認められるとき。

(平17条例20・平20条例2・令5条例12・令5条例20・一部改正)

(使用料の徴収)

第4条 体育施設の使用については、別表に定める額の使用料を徴収する。

2 使用料は、前納とする。ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りでない。

(平21条例14・一部改正)

(回数使用券の発行)

第5条 市長は、必要があると認めるときは、体育施設の使用に関し、規則で定めるところにより、回数使用券を発行することができる。

(平14条例34・追加、令5条例20・一部改正)

(使用料の減免)

第6条 第4条第1項の規定にかかわらず、市長は、規則で定めるところにより、使用料を減免することができる。

(平14条例34・旧第5条繰下・一部改正、平20条例2・令5条例20・一部改正)

(使用料の不還付)

第7条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が災害その他体育施設の使用の許可を受けた者の責めに帰することができない理由により体育施設を使用することができないと認めたときは、この限りでない。

(平14条例34・旧第6条繰下、令5条例20・一部改正)

(使用許可の取消し等)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第3条第1項の規定

に基づく許可を取り消し、又は体育施設の使用を中止させることができる。

- (1) 体育施設を使用する者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 第3条第3項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (3) その他市長が必要と認めたとき。

(平14条例34・旧第7条繰下、令5条例20・一部改正)

(指定管理者による管理等)

第9条 第3条第1項に掲げる体育施設以外の体育施設の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、スポーツの普及及び振興を目的として設立された市内に活動の本拠となる事務所を有する法人その他の団体であつて市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

- 2 前項の体育施設を利用しようとする者は、指定管理者の承認を受けなければならない。
- 3 前項の承認を受けた者は、第1項の体育施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に納付しなければならない。
- 4 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める。
- 5 利用料金は、指定管理者の収入とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、体育施設を指定管理者が管理する場合には、第3条第2項及び第3項、第4条第2項並びに第5条から前条までの規定を準用する。

(平17条例20・全改、平20条例2・令5条例20・令8条例6・一部改正)

(指定管理者が行う業務)

第10条 指定管理者が行う業務(以下「指定管理業務」という。)は、次のとおりとする。

- (1) 利用の承認、利用承認の取消し、利用の中止等に関する業務
- (2) 利用料金の徴収に関する業務
- (3) 施設及び附属設備の維持管理に関する業務
- (4) その他市長が必要と認める業務

2 指定管理者は、次に掲げる基準により指定管理業務を行わなければならない。

- (1) 関係法令、この条例及びこの条例に基づく規則の規定を遵守すること。
- (2) 施設及び附属設備の維持管理を適切に行うこと。
- (3) 指定管理業務に関連して取得した個人に関する情報を適切に取り扱うこと。
- (4) 指定管理業務に関連して取得した情報の公開について、適切な措置を講ずること。

(平20条例2・追加、令5条例20・一部改正)

(指定管理者の指定の申請)

第11条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書に指定管理業務の実施等についての計画書（以下「事業計画書」という。）その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(平17条例20・追加、平20条例2・旧第10条線下、令5条例20・一部改正)

(指定管理者の指定等)

第12条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、当該申請をした団体が体育施設の設置の目的を効果的に達成することができるものであると認めるときは、当該団体を指定管理者として指定する。

2 市長は、前項の規定による指定管理者の指定をしたときは、当該指定管理者が管理を行う体育施設の名称、当該指定管理者の名称及び所在地並びに当該指定の期間を告示しなければならない。

(平17条例20・追加、平20条例2・旧第11条線下、令5条例20・一部

改正)

(指定管理業務に係る協定)

第13条 市長は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。

- (1) 第10条第2項各号に掲げる基準に関し必要な事項
- (2) 指定管理業務の実施に関する事項
- (3) 指定管理業務の実績報告に関する事項

(平17条例20・追加、平20条例2・旧第12条線下・一部改正、令5条例20・一部改正)

(指定管理者の指定の取消し等)

第14条 市長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、第12条第1項の規定による指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 指定管理業務に関する市長の指示に従わないとき。
- (2) 第10条第2項各号に掲げる基準を遵守しないとき。
- (3) その他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるとき。

2 市長は、前項の規定により指定を取り消し、又は指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示しなければならない。

3 第1項の規定による指定管理者の指定の取消し等の理由により、体育施設の管理を指定管理者が行うことができないときは、市長は、臨時に体育施設を管理する。この場合においては、体育施設の使用について、別表に定める額の範囲内において、市長が定める使用料を徴収する。

(平17条例20・追加、平20条例2・旧第13条線下・一部改正、令5条例20・一部改正)

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

(平6条例8・旧第8条繰下、平14条例34・旧第9条繰下、平17条例20・旧第10条繰下、平20条例2・旧第14条繰下・一部改正、令5条例20・一部改正)

附 則

- 1 この条例は、昭和60年1月1日から施行する。
- 2 次に掲げる条例は、廃止する。
  - (1) 厚木市営水泳プール条例(昭和38年厚木市条例第25号)
  - (2) 厚木市営野球場条例(昭和40年厚木市条例第44号)
  - (3) 厚木市営庭球場条例(昭和42年厚木市条例第25号)
- 3 この条例の施行の日から昭和60年3月31日までの間における体育施設の使用に係る使用料については、別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成6年条例第8号)

- 1 この条例は、平成6年5月25日から施行する。ただし、第8条を第9条とし、第7条の次に1条を加える改正規定は、同年4月1日から施行する。
- 2 この条例を施行するため必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則(平成8年条例第28号)

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内で教育委員会規則で定める日から施行する。

(平成9年教委規則第12号で平成9年5月11日から施行)

附 則(平成9年条例第5号)

この条例は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内で教育委員会規則で定める日から施行する。ただし、別表備考の改正規定(「正午」を「午後1時」に、「午後6時」を「午後5時」に改める部分に限る。)は、平成9年4月1日から施行する。

(平成9年教委規則第13号で平成9年6月14日から施行)

附 則(平成9年条例第16号)

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内で教育委員会規則で定める日から施行する。

(平成9年教委規則第16号で平成9年11月2日から施行)

附 則 (平成10年条例第5号)

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。

(平成10年教委規則第7号で平成10年8月1日から施行)

附 則 (平成12年条例第29号)

この条例は、平成12年11月13日から施行する。

附 則 (平成13年条例第9号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成14年条例第34号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年条例第20号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に改正前の第9条の規定により管理の委託をしている体育施設の管理については、平成18年3月31日までの間は、なお従前の例による。

附 則 (平成17年条例第37号)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にこの条例による改正前の第3条第1項の規定によってなされた厚木市営南毛利テニスコートの使用の許可は、この条例による改正後の第3条第1項の規定によってなされた厚木市営南毛利スポーツセンターのテニスコートの使用の許可とみなす。
- 3 この条例を施行するため必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則 (平成20年条例第2号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年条例第14号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年条例第4号）抄

- 1 この条例は、平成24年9月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の次に掲げる条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(1) 厚木市営体育施設条例

附 則（平成27年条例第24号）抄

- 1 この条例は、平成28年2月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の次に掲げる条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(1)から(4) 略

(5) 厚木市営体育施設条例

附 則（平成28年条例第10号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和5年条例第12号）

この条例は、令和5年9月1日から施行する。

附 則（令和5年条例第20号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（令和7年条例第7号）抄

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項の規定 公布の日

- 2 この条例による改正後の次に掲げる条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(1)及び(2) 略

(3) 厚木市営体育施設条例

附 則（令和8年条例第6号）

1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。ただし、第9条第6項の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の厚木市営体育施設条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

別表（第4条、第9条、第14条関係）

（平24条例4・全改、平27条例24・平28条例10・令5条例12・令5条例20・令7条例7・一部改正）

名称	区分	使用料又は利用料金		
		市内	市外	
厚木市営玉川野球場	グラウンド	1時間につき 1,800円	1時間につき 3,600円	
	照明設備	3分の1点灯	1時間につき 1,200円	
		3分の2点灯	1時間につき 2,400円	
		全部点灯	1時間につき 3,600円	
	スコアボード	1回につき 1,100円		
厚木市営厚木野球場		1時間につき 700円	1時間につき 1,400円	
厚木市営厚		1面1時間	1面1時間	

木テニスコ ート					につき 300円	につき 600円	
厚木市営東 町スポーツ センター	専 用 利 用	第 1 体 育 室	2分の1面		1時間につ き 750円	1時間につ き 1,500円	
			全面		1時間につ き 1,500円	1時間につ き 3,000円	
		照 明 設 備	2分 の1 面	2分の1点灯		1時間につき 200円	
				全部点灯		1時間につき 400円	
			全面	2分の1点灯		1時間につき 400円	
				全部点灯		1時間につき 800円	
		電光得点表示設備			1式1回につき 1,200円		
		放送設備			1時間につき 400円		
		第2体育室			1時間につ き 500円	1時間につ き 1,000円	
		第1武道場			1時間につ き 600円	1時間につ き 1,200円	
		第2武道場			1時間につ	1時間につ	

		き	き
		700円	1,400円
	弓道場	1時間につき き 500円	1時間につき き 1,000円
	第1会議室	1時間につき き 200円	1時間につき き 400円
	第2会議室	1時間につき き 200円	1時間につき き 400円
	第3会議室	1時間につき き 200円	1時間につき き 400円
	第4会議室	1時間につき き 200円	1時間につき き 400円
共用 利 用	第1体育室	午前、午後又は夜間 大人 300円 小人 150円	
	第2体育室		
	第1武道場		
	第2武道場		
	弓道場		
	トレーニング室	午前、午後又は夜間 400円	
厚木市営及 川球技場	2分の1面	1時間につき き 1,200円	1時間につき き 2,400円

		全面		1時間につき 2,400円	1時間につき 4,800円	
	照明設備	2分の1面	2分の1点灯	1時間につき 1,200円		
			全部点灯	1時間につき 2,400円		
		全面	2分の1点灯	1時間につき 2,400円		
			全部点灯	1時間につき 4,800円		
厚木市営猿ヶ島スポーツセンター	専用利用	体育室	2分の1面	1時間につき 750円	1時間につき 1,500円	
			全面	1時間につき 1,500円	1時間につき 3,000円	
		多目的室	1時間につき 400円	1時間につき 800円		
	共用利用	体育室	午前、午後又は夜間 大人 300円 小人 150円			
多目的室						
厚木市営南毛利スポーツセンター	体育館	専用利用	体育室	2分の1面	1時間につき 750円	1時間につき 1,500円

		全面	1 時間につき 1,500円	1 時間につき 3,000円
		照明設備	2分の1面	1 時間につき 400円
			全面	1 時間につき 800円
		放送設備		1 時間につき 400円
		多目的室	1 時間につき 400円	1 時間につき 800円
	共用	体育室	午前、午後又は夜間 大人 300円 小人 150円	
	利用	多目的室		
テ ニ ス コ ー ト			1 面 1 時間 につき 600円	1 面 1 時間 につき 1,200円
		照明設備	1 面 1 時間につき 500円	

備考

- 1 「市内」とは市内に居住し、通勤し、若しくは通学する個人又は主たる活動場所が市内にある団体に係る使用又は利用をいい、「市外」とはそれ以外の使用又は利用をいう。
- 2 愛川町又は清川村に居住し、通勤し、又は通学する個人の使用料又は利用料金については、市内の区分によるものとする。

- 3 料金を算定する場合において、1時間に満たない時間があるときは、その満たない時間は、1時間とする。
- 4 「小人」とは、中学生（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程に在学する生徒を含む。）以下の者をいう。
- 5 体育施設の使用又は利用に係る1回、午前、午後及び夜間は、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 「1回」とは、1日につき市長又は指定管理者が指定した時間をいう。
  - (2) 「午前」とは、午前9時から午後1時までをいう。
  - (3) 「午後」とは、午後1時から午後5時までをいう。
  - (4) 「夜間」とは、午後5時から午後9時までをいう。
- 6 使用者又は利用者が、入場料その他これに類する料金を徴収する場合の使用料又は利用料金の額は、この表の規定にかかわらず、この表に掲げる使用料又は利用料金の額の5倍の額とする。

○厚木市営体育施設条例施行規則

令和6年2月20日

規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、厚木市営体育施設条例（昭和59年厚木市条例第27号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(開場期間等)

第2条 厚木市営体育施設（以下「体育施設」という。）の開場期間及び開場時間は、次のとおりとする。

名称	開場期間	開場時間
厚木市営玉川野球場	1月4日から3月31日まで及び10月1日から12月28日まで	午前9時から午後9時まで
	4月1日から9月30日まで	午前7時から午後9時まで
厚木市営厚木野球場 厚木市営厚木テニスコート	1月4日から3月31日まで及び10月1日から12月28日まで	午前9時から午後5時まで
	4月1日から9月30日まで	午前8時から午後6時まで
厚木市営東町スポーツセンター	1月4日から12月28日まで	午前9時から午後9時まで
厚木市営猿ヶ島スポーツセンター	1月4日から12月28日まで ただし、火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する国民の祝日に当たるときは、その翌日）を除く。	午前9時から午後9時まで
厚木市営及川球技場	1月4日から12月28日まで	午前9時から午後9時まで
厚木市営南毛利スポーツセンター	1月4日から12月28日まで	午前9時から午後9時まで

2 前項の規定にかかわらず、市長又は指定管理者（条例第9条第1項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）（以下「市長等」という。）は、必要があると認めるときは、開場期間及び開場時間（指定管理者にあつては、開場時間に限る。）を臨時に変更することができる。

3 指定管理者は、前項の規定により開場時間を臨時に変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

（使用等の申請）

第3条 条例第3条第1項又は第9条第2項の規定により使用又は利用（以下「使用等」という。）の許可又は承認（以下「許可等」という。）を受けようとする者は、使用等をしようとする日の属する月の2箇月前の月の2日から使用等の当日までに厚木市営体育施設使用許可申請書又は厚木市営体育施設利用承認申請書により市長等に申請しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、厚木市営東町スポーツセンター、厚木市営猿ヶ島スポーツセンター及び厚木市営南毛利スポーツセンターの共用利用の利用の承認の申請については、利用をしようとする際に口頭により申請することができる。

（使用許可等の通知）

第4条 市長等は、前条の規定による申請があつた場合において、その使用等の許可等をするときには厚木市営体育施設使用許可書若しくは厚木市営体育施設利用承認書（以下「厚木市営体育施設使用許可書等」という。）若しくは口頭により通知し、又は利用券を交付し、その使用等の許可等をしないときはその旨を申請者に通知するものとする。

（回数利用券）

第5条 条例第9条第6項の規定により条例第5条の規定を準用する場合には、同条中「回数使用券」とあるのは、「回数利用券」とする。

2 前項の規定により読み替えられた回数利用券は、条例別表に規定する共用利用に係る利用の場合に発行し、その券種及び発売額は、指定管理者が市長

の承認を得て定める。

(使用料等の減免)

第6条 条例第6条（条例第9条第6項において準用する場合を含む。）の規定による使用料又は利用料金（以下「使用料等」という。）の減免は、次の各号に掲げる場合に、当該各号に定める率により行う。

- (1) 国、県又は市が体育に関する行事等のために使用等をする場合 100分の100
  - (2) 市内の小学校又は中学校が教育活動のために使用等をする場合 100分の100
  - (3) 公益財団法人厚木市スポーツ協会若しくは厚木市レクリエーション協会が主催する大会等又は公益財団法人厚木市スポーツ協会若しくは厚木市レクリエーション協会の加盟団体が主催する大会のために使用等をする場合 100分の100
  - (4) 市内の公共的団体が体育に関する行事等のために使用等をする場合 100分の50
  - (5) その他市長等が特に必要と認める場合 100分の100又は100分の50
- 2 前項の規定により体育施設の使用料等の減免を受けようとする者は、厚木市営体育施設使用料減免申請書又は厚木市営体育施設利用料金減免申請書により市長等に申請しなければならない。
- 3 市長等は、前項の規定による申請があつた場合において、その減免を承認するときは厚木市営体育施設使用料減免承認通知書又は厚木市営体育施設利用料金減免承認通知書により、その減免を承認しないときはその旨を申請者に通知するものとする。

(使用料等の還付)

第7条 条例第7条ただし書（条例第9条第6項において準用する場合を含む。）の規定により使用料等の還付を受けようとする者は、その旨及び使用等をするできない理由を記載した書面に厚木市営体育施設使用許可書

等を添えて市長等に提出しなければならない。

(使用許可等の取消し等)

第8条 市長等は、条例第8条（条例第9条第6項において準用する場合を含む。）に規定する使用等の許可等の取消し等をするときは、直ちにその旨を使用者又は利用者（以下「使用者等」という。）に通知するものとする。

(入場の制限)

第9条 市長等は、入場しようとする者又は入場者が次の各号のいずれかに該当する場合は、入場を拒否し、又は退場させることができる。

- (1) 他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。
- (2) 付添いを要する幼児に付添人がいないとき。
- (3) その他管理上支障があると認められるとき。

(遵守事項)

第10条 使用者等又は入場者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 使用等の目的以外の目的に施設等の使用等をしないこと。
- (2) 附属設備を体育施設外に持ち出さないこと。
- (3) 危険又は不潔な物品を持ち込まないこと。
- (4) 騒音、怒声等を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (5) 関係職員の指示に従うこと。

(損傷等の届出)

第11条 使用者等又は入場者は、施設等を損傷し、又は滅失したときは、直ちにその旨及び理由を市長等に届け出て、その指示を受けなければならない。

(指定の申請)

第12条 条例第11条の規定による申請は、厚木市営体育施設指定管理者指定申請書に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書

(3) 団体の運営に関する事項を記載した書類

(4) その他市長が必要と認める書類

(指定の通知)

第13条 市長は、条例第12条第1項の規定による指定をしたときは、指定した団体に対し、厚木市営体育施設指定管理者指定通知書により通知する。

(その他)

第14条 この規則に定めるもののほか、体育施設の管理及び運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。